

道路交通法の改正と診断基準の再改定(改悪?)

2013年8月

去る6月27日から28日にかけて秋田市で日本睡眠学会の学術集会がありました。今回の関心事は今年の六月の成立した改正道路交通法でした。シンポジウムで警察庁の担当課長より説明がありましたが、その要旨は「免許証の更新時に運転に支障をきたす恐れのある疾患の有無を尋ね、それに虚偽があった場合は罰せられること」でした。そして、罰則こそないが、医療者側にも該当者に運転の可否を指導する責務があるとのことでした。この指導に反して運転をし、大事故を起こした場合には、危険運転致死傷罪に準じる刑罰（懲役15年位）が検討されているとのことでした。

また、それから派生して、睡眠薬や向精神薬など眠気を誘う薬剤を処方した場合は、その処方者にも厳格に運転禁止を指導する責務があることも通達されました。

一方、2007年に改定された睡眠時無呼吸症候群の診断基準の再改定が提案され、再度、過剰診断に向かう可能性が出て来ました。もちろん過剰診断に反対している米国の公的保険制度（メディケア）は受け入れておりません。もし、この診断基準がまかり通れば、日本の患者の重症度は米国の患者の三倍に診断されます。すなわち、米国の診断基準では睡眠時無呼吸症候群と診断されない患者も日本の診断基準では重症な睡眠時無呼吸症候群と診断されてしまい、その結果、運転免許も奪われてしまうことになりかねません。

道路交通法の改正は仕方ないにしても、診断基準を変えてまでも患者を増やす意図は納得できません。